

一般財団法人 宇治市福祉サービス公社

2022 年度（令和 4 年度）

事業計画書



《公社のモットー》

「利用者とともに市民とともに」～利用者本位のあたたかいサービスの提供～

《今年度のキャッチフレーズ》

「25 年の貴重な経験を活かした新たなサービスの開拓」

I. 事業・予算編成方針

2021 年度(令和 3 年度)は各事業所において、慢性的な人材不足で体制が十分整わない状況の中で、更にはコロナ禍による精神的・身体的な負担が続く中で、当該年度事業計画に基づく目標必達のために日々奮闘し、事業運営を途絶えることなく継続できたことは高く評価しなければならない。

2022 年度（令和 4 年度）においても、この厳しい状況下は依然として続くと思われるが、これまでと変わらず、役職員個々が公社の設立趣旨と設立 25 周年の歴史的な歩みに培われた使命感を念頭に置きながら、当初予算編成及び事業計画の策定作業を行うこととする。

2022 年度（令和 4 年度）は、「経営改革 5 ヶ年計画」の最終年度であり、残された課題に全力で取り組むとともに、5 ヶ年の総括を行い、その成果と課題の検証をした上で、5 ヶ年計画終了後の法人としての具体的な目標や経営方針を示していくために、2023 年度（令和 5 年度）以降における公社の「中期経営戦略プラン」を策定していくこととする。

これまでの計画の取り組みの中で、職員体制や業務内容の見直し等による支出抑制や宇治市からの委託事業費の一部見直し等により、財務状況は増益基調に好転しているものの、収益事業である介護保険事業等の事業収入は 2016 年度（平成 28 年度）をピークに年々減収傾向にあり、財務構造的には減収増益という脆弱な状況にある。

そのため、減収傾向にある介護保険事業等の改善に向けた対策の一つとして、新規事業「短時間型通所サービス」を年度当初から中宇治事業所に開設し、新たな事業開拓を進めていくこととし、併せて「中期経営戦略プラン」の策定過程において、利用者や市民ニーズに沿いながら今後の事業開拓を検討していくこととする。

一方、介護保険事業等の減収の大きな要因は、慢性的な介護・福祉分野における深刻な人材不足にあり、この状況をいかに打開していけるか、限られた人材でいかに事業運営を効率的・効果的に展開していけるかが最重要課題となっており、引き続き、現在公社に在籍する職員が安心して働き甲斐を持って長く勤められる様々な環境整備を進めていくとともに、新たな人材確保に向けた積極的な対策をあらゆる方面から講じていくこととする。

II. 重点項目

- (1) 最終年度となる「経営改革 5 ヶ年計画」の残された課題に取り組むとともに、改革内容の成果や課題を総括し、計画終了以降における公社「中期経営戦略プラン」策定に繋げていく取り組みを推進する。

《介護保険部門》

経営改革 5 ヶ年計画に示されていた有効な新規事業の検討については、利用者ニーズの高い短時間型通所サービスを中宇治事業所にて新規開設することとなり、令和 4 年 4 月より事業開始となることから、まずは早期のうちにこれを軌道に乗せる。

デイサービスは昼食提供の見直しや、職員定数の考え方について 5 ヶ年計画期間内で一定の結論が出たことから、今後は事業収入が安定的に見込めるサービスとして、新規利用者の確保

と定着、その上で安定的な稼働率維持、向上を図るための具体的な方策の検討と実施を、各拠点の実情に応じて取り組む。

ホームヘルプ事業は、西小倉・広野両事業所の統合から 3 年を迎え、サービス提供の流れそのものは安定してきた。統合による効果検証を行うと共に、ホームヘルパーの高年齢化と人材不足によりサービス提供量は減少する中において、引き続き公社基幹事業であるホームヘルプ事業の次なるサービス提供体制の在り方を検討する。

居宅介護支援事業は、介護支援専門員の確保が年々困難になる中、ケアプラン作成のニーズは増加の一途を辿り、供給体制が追い付かない現状が出ている。介護支援専門員の業務効率化や事務職員配置、ICT 活用により給付管理件数自体を引き上げていくことと、今後のケアマネジメント系の体制についても新たな計画の中に位置づけて検討を始める。

《障害者総合支援法部門》

平成 23 年度より中宇治事業所に開設した障害者相談支援センターは在宅の障がい者に対する日常的な相談対応やサービス調整支援等を行い、宇治市の障害者自立支援協議会においても存在感を高めてきた。

また、ホームヘルプサービスにおいては、当初から障がい児・者に対するサービス提供を行い、利用者ニーズに应运えてきたが、介護保険事業を主としたものになっており、より専門性の高いサービス提供が求められるようになった。

こうしたことから、公社「中期経営戦略プラン」策定に向けて、介護保険事業と別に障がい福祉サービス部門の拡充や障がい児・者に特化したサービス提供体制に向けて、新たに同行援護（視覚障がい者を対象とした外出支援）、行動援護（知的障がい者等を対象とした外出支援）、共生型サービス（デイサービスにおける障がい者へのサービス提供を可能とする。）等、新たな障がい者福祉サービスの提供に向けた検討を盛り込んでいく。

《宇治市委託事業部門》

宇治市の協働パートナーとして、地域包括支援センターや介護予防事業をはじめとする市委託事業の受託については、公社の重要な事業ではあるが、近年、業務内容と委託額が見合っていない状況があり、「経営改革 5 ヶ年計画」においても委託額の見直し等について宇治市に対して要望を行い、一定の改善が図られたがまだまだ十分とは言えない。引き続き担当課と定期的に意見交換の場を求めていく。

更に、一部の委託事業をみると一般競争入札等の形態に変わってきており、今後、公社として委託事業を受けるに際しては、公社の設立理念を踏まえて委託額、委託仕様が適正かどうかを見極めた上で受託の判断、あるいは入札への参加を検討していく。

《公社独自事業部門》

公社独自事業としては、介護保険外サービス（ほほえみサポート）の利用ニーズが増えていることから、従事するサポーターの確保を講じる。

人材確保が困難を極める中、公社独自でのマンパワー養成としてほほえみ介護塾の位置づけが重要になっていることから、初任者研修（130 時間）と併せて、入門的研修（21 時間）、生活

支援従事者研修（59 時間）、ガイドヘルパー養成研修等、市民の資格取得支援メニューを拡大する方向で検討する。

《事務局総務部門》

介護保険収入の減収や、人材難等、公社の経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、的確な経営資料の整理・分析が益々重要となる。また、介護現場における業務省力化や、居宅・包括といった相談部門における事務的負担軽減が必要となり、それらを補う事務職の役割、業務の見直しが求められる。

更に、新たな目標管理制度を試行実施する中、目標管理に基づく PDCA サイクルによる事業運営の統括的役割を担う総務部門としての役割が期待される。

こうしたことから、総務部門、事業所事務部門において経営戦略を立てられる体制づくりを進める。

（２）公社設立理念を踏まえた利用者、市民から期待されるこれからの公社としてのあるべき姿を示しながら、新規事業も含めた各種事業運営を効率的・効果的に推進する。

公社設立時の趣旨や役割を基本としながら、現在の社会情勢を踏まえた利用者、市民ニーズに対応できるよう、公社にしか出来ない事業開発を中期経営戦略プランの中に位置づける。

そのためにも介護保険事業だけでなく宇治市から委託を受けている産後ケアや障がい者福祉サービスの実践も踏まえて、国が打ち出している多世代、多問題に対応できる地域共生社会実現に向けたサービスの提供体制を、宇治市と共に研究、検討する。

（３）人材難を乗り越えるための具体的な対策、業務内容や役割分担の見直し等、働きやすさと働き甲斐のある職場環境づくりに向けた更なる取り組みを多角的に推進する。

《人材確保と人材育成の在り方検討》

職員の確保が困難を極める中、これまでのように有資格者を中心とした採用から、資格取得支援とセットにした無資格者の採用や、プロパー職員の業務整理をはかった上で、アルバイト職員の雇用形態・業務内容の見直しを進める。

また、介護支援専門員の確保が困難な中、自社で介護支援専門員実務研修受講試験受験資格者への受験勧奨と資格取得支援を進める。

《職員の定着と、働き甲斐ある仕事づくり、職場環境づくり》

第４期人材育成計画に基づき、職員の定着と資質向上を図る。そのために公社職員としてのあるべき姿の再確認とそれに向けた目的意識の定着を図るための研修を実施する。

《処遇改善》

国の処遇改善等の制度の活用し、狭義の介護職員だけでなく広く公社職員に対して処遇改善が図られるよう、制度の柔軟な運用に努める。

Ⅲ. 理事会・評議員会の開催

理事会は公社の業務執行決定機関として、必要な都度で開催されるものであるが、理事長、副理事長、専務理事は３ヵ月に１回以上、職務の執行の状況を理事会に報告することとする。

また、定時評議員会は、毎事業年度終了後３ヵ月以内に開催することとする。

理事会

開催月	主 な 件 名
５ 月	2021 年度（令和 3 年度）事業報告について 2021 年度（令和 3 年度）決算報告について
８ 月	2022 年度（令和 4 年度）第 1 四半期までの事業進捗状況について 2022 年度（令和 4 年度）第 1 四半期までの事業収支実績について
11 月	2022 年度（令和 4 年度）第 2 四半期までの事業進捗状況について 2022 年度（令和 4 年度）第 2 四半期までの事業収支実績について
1 月	2022 年度（令和 4 年度）第 3 四半期までの事業進捗状況について 2022 年度（令和 4 年度）第 3 四半期までの事業収支実績について
3 月	2023 年度（令和 5 年度）事業計画について 2023 年度（令和 5 年度）収支予算について

＊開催ごとに事前に三役会を開催する。

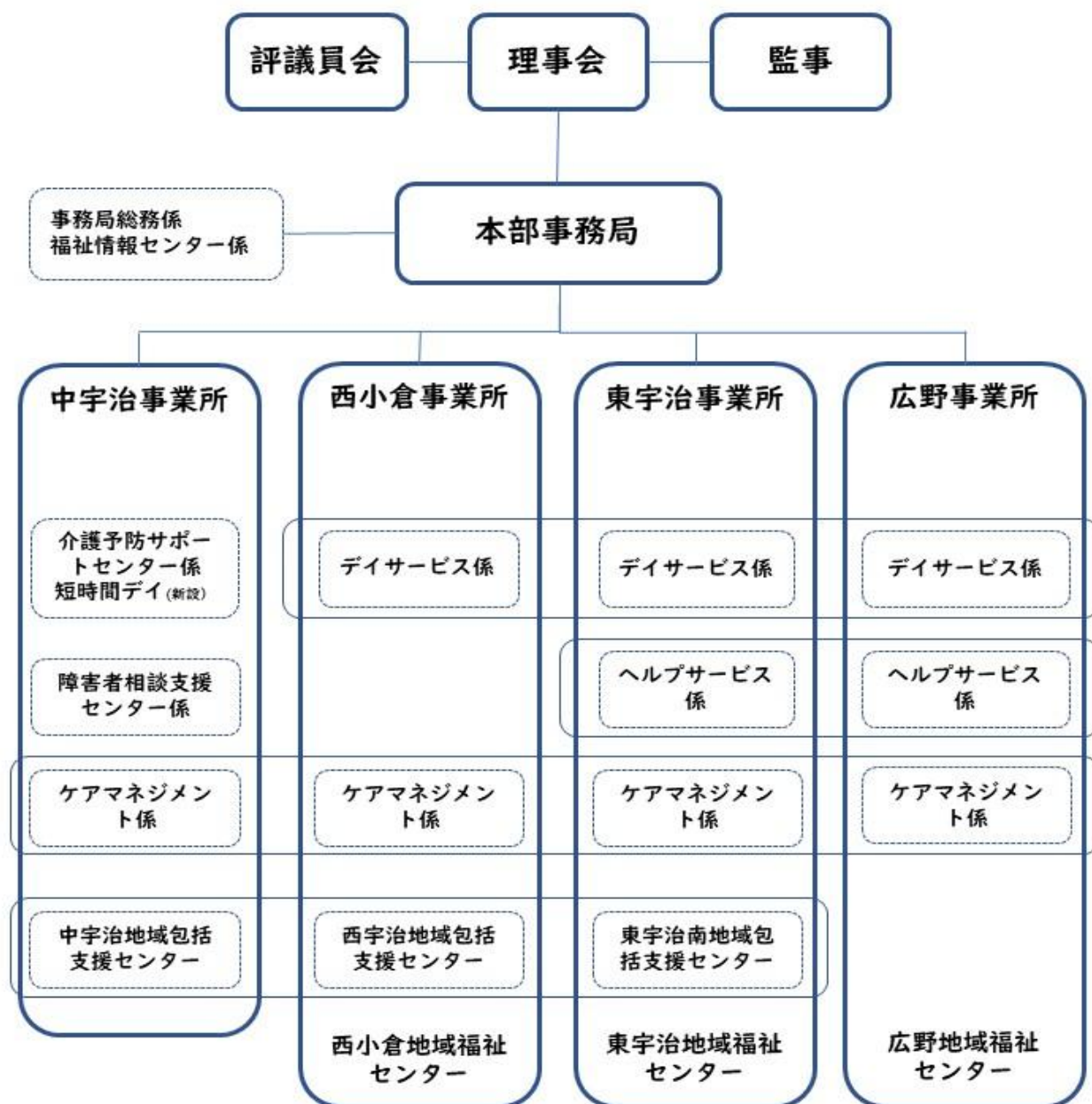
＊上記開催月以外に必要な応じて臨時開催する場合がある。

評議員会

開催月	主 な 件 名
6 月	2021 年度（令和 3 年度）事業報告について 2021 年度（令和 3 年度）決算報告について
3 月	2023 年度（令和 5 年度）事業計画について 2023 年度（令和 5 年度）収支予算について

＊上記開催月以外に必要な応じて臨時開催する場合がある。

IV. 組織図(令和4年度)



V. 各種委員会の設置

職員自らが公社の運営に参画し、達成感を実感できる魅力的な活動を目指した各種委員会を下記のとおりに設置する。

【委員会の名称と主な役割】

◆地域密着型事業推進委員会 ※事業所ごとに実施

- ・地域密着型事業の企画、提案、実施に関すること。

◆C S 向上委員会

- ・公社サービス利用者（顧客）の満足度を高めるための各種提案、見直しに関すること。
- ・サービス提供に関するマニュアルの見直し、再整備やサービス満足度調査等の実施をはじめ、第三者評価受診も含めたサービス向上の様々な提案、企画に関すること。
- ・事故、苦情、サンクスレポート及びヒヤリハット報告の取りまとめ、分析、周知に関すること。

◆広報委員会

- ・情報誌「ぽっぽ」の編集発行をはじめ、ホームページ、ブログ等の広報媒体を活用した公社及び各事業所の対外的な広報活動に関すること。
- ・ホームページのリニューアルに関すること。

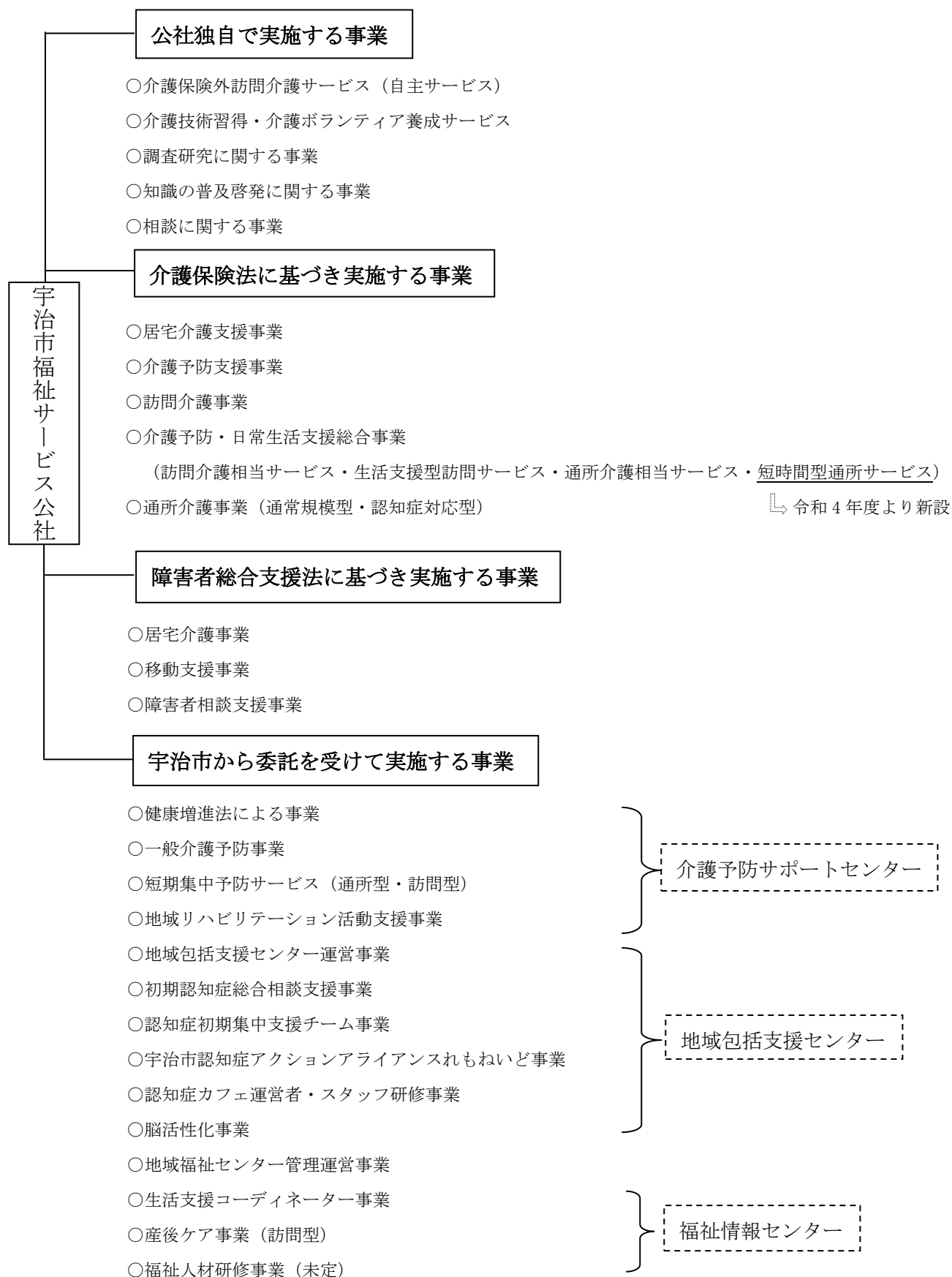
◆E S 向上委員会

- ・職員の満足度を高めるための働きやすい職場環境づくりと、そのために必要な職員相互理解、社内親睦企画、社内報の作成等に関すること。
- ・各種ハラスメントの防止等、職員間の人権意識向上に関すること。
- ・職員満足度調査に関すること。

◆公社働き方検討委員会

- ・リクルート委員会を再編し、ダブルワークや短時間勤務等、公社における多様な働き方について調査、研究に関すること。
- ・各現場における業務負担の軽減等見直しのための調査、提案に関すること。

VI. 事業構成



VII. 定款第4条に基づく事業概要

公社独自で実施する事業

(1) 自主的な在宅保健福祉サービスの提供に関する事業

① 介護保険外訪問介護サービス（自主サービス「ほほえみサポート」）

この間、家事援助サービスの名称で介護保険制度では対応できないサービス（介護保険対象外の家事支援、病院内での見守り、介助等）を、公社の独自サービスとして実施する。

病院内での見守り、介助支援を中心としたサービスをヘルプサービス係で、その他の介護保険対象外サービスについては、福祉情報センターが所管する「ほほえみサポート」がこれにあたる。

② 介護技術習得・介護ボランティア養成サービス

介護職員初任者研修課程「ほほえみ介護塾」を開催し、修了者を対象に就労支援研修費制度を設けて、公社への就労についても積極的に働きかける。

また、移動支援従事者養成研修等、新たな資格取得のための研修事業の開催に向けて取り組む。

(2) 在宅保健福祉サービスの調査研究に関する事業

在宅保健福祉サービス全般について、宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ニーズの調査に取り組むとともに、新たなサービスの開発等に向けて研究する。

(3) 在宅保健福祉サービスについての知識の普及啓発に関する事業

公社の事業紹介や介護保険・福祉情報を掲載した情報誌「ぼっぼ」を年2回発行するとともに、ホームページや外部SNSを利活用したリアルタイムの広報、情報発信に努める。併せて、閲覧数を増やすためにホームページのリニューアルに向けて引き続き取り組む。

また、要請に基づき、各種講習会や研修講座等へ職員を派遣し、在宅保健福祉サービスについての知識の普及・啓発を行う。

そして、この間実施してきた、「地域福祉のつどい」や「コミュニティカフェ」を更に地域に定着させる。

(4) 在宅保健福祉サービスについての相談に関する事業

宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等と密接な連携を図り、市民からの在宅保健福祉サービスの利用に関する相談等に応じる。

介護保険法に基づき実施する事業

(5) 居宅介護支援、介護予防支援に関する事業

要支援・要介護認定を受けた方からの相談に応じ、本人の意向や心身の状態等を十分に考慮した居宅サービス計画（ケアプラン）の作成にあたる。

また、一人当たりの1ヵ月の目標給付管理件数を39件と設定し、新規ケースの開拓等で安定した給付管理件数を確保する。

(6) 訪問介護、訪問介護相当サービス、生活支援型訪問サービスに関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、身体介護や生活援助等の生活全般のサポートをする。そのために事業の要であるホームヘルパーの安定的な確保に努める。

(7) 通所介護（通常規模型・認知症対応型）、通所介護相当サービス・短時間型通所サービスに関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、通所による入浴、食事、機能訓練等の各種サービスを提供し、心身のリフレッシュを図る。

また、利用者のサービス満足度を高めるための工夫や、業務の見直しを図りながら、定員枠の充足率アップに向けての営業活動等にも積極的に取り組む。とりわけ認知症対応型通所介護事業については、宇治市の統一愛称「れもんデイ」として、利用者の能力に応じた役割が発揮できる場を設ける等、個別性の高いケアを提供し、利用登録者数の拡充を図る。

中宇治事業所内に短時間型通所サービスを新たに開設し、要支援者（事業対象者含む）に対して介護予防を目的とした運動に特化したサービスを行う。

障害者総合支援法に基づき実施する事業

(8) 障害福祉サービスに関する事業

① 居宅介護事業

利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

② 移動支援事業

屋外での移動が困難な利用者に対して、利用者が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に際し、その移動の支援を行う。

③ 障害者相談支援事業

相談支援専門員が利用者に対して、住み慣れた居宅において可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

宇治市から委託を受けて実施する事業

(9) 宇治市からの在宅保健福祉サービスに関する受託事業

① 健康増進法による事業

40 歳以上の心身機能が低下している方を対象に、機能の維持改善のための運動指導や日常生活動作指導等、介護予防の普及・啓発を行う。

- 1) 訪問指導事業

② 一般介護予防事業

65 歳以上の高齢者を対象に、主に運動器の機能向上に関する指導、認知症予防活動の積極的なサポートを行う。

- 1) セルフパワリハ <広野地域福祉センター>
- 2) パワリハトレーニング教室 <広野地域福祉センター・黄檗体育館>
- 3) スロートレーニング教室 <西小倉・東宇治・広野各地域福祉センター等>
- 4) スロートレーニング教室(ミックス) <西小倉地域福祉センター・あいらの杜等>
- 5) あたまイキイキ教室 <うじ安心館・市内介護予防拠点・市内集会所等>

③ 短期集中予防サービス

(通所型) <広野地域福祉センター・黄檗体育館>

総合事業として、体力の改善に向けた支援や ADL・IADL の改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限（原則 3 ヶ月程度）を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の機能低下（運動機能・栄養状態・口腔機能・認知機能の低下）の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供する教室を開催する。

(訪問型)

総合事業として、体力の改善に向けた支援や ADL・IADL の改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限（原則 6 ヶ月程度）を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の運動機能低下の状況に応じて、集中的な訪問による予防サービスを提供する。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域の介護予防の場に専門職を派遣し、助言指導等を行う。

⑤ 地域包括支援センター運営事業

地域の総合相談窓口として、地域のネットワークづくりを目指すとともに、介護支援専門員への助言や指導、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等に取り組む。

また、担当する生活圏域へ積極的に出向き、地域福祉の課題を把握して、住民や各種関係機関との共有を図るための小地域包括ケア会議の開催に向けて取り組む。

⑥ 初期認知症総合相談支援事業

初期認知症の人や家族に対し、状況に応じた適切な医療、介護等との連携を図るとともに、必要となる社会資源等を構築することを目的に実施する。

①認知症コーディネーターの設置（「お元気チェックリスト」において初期認知症が疑われる方を主として、本人と家族に対し、医療、介護及び生活支援を行うサービス事業者等と連携を図るトータルコーディネートを実施）②認知症対応型カフェの企画・運営（初期認知症、認知症の不安のある人を支援するため、福祉施設のサロン等、気軽に集まれる場所で予防プログラムを実施し、認知症の発症や重症化を防ぐことを目的に実施）③認知症サポーター養成、キャラバンメイトフォローアップに関すること ④家族支援プログラムのフォローに関すること を主な事業内容とする。

⑦ 認知症初期集中支援チーム事業

初期の認知症の疑いのある方や、認知症の診断を受けたが適切な医療、介護サービスに結び付いていない方を対象に、福祉、医療の専門職がペアで訪問し、所定のアセスメントツールに基づく調査にて、専門医、複数の医療、福祉専門職によるチームで検討を行い、関連する専門機関等と連携し、一人ひとりに応じた支援を短期的、集中的に行うことで、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で生活を維持できるように支援を行う事業として、中宇治地域包括支援センターの所管にて実施する。

⑧ 宇治市認知症アクションアライアンスれもねいど事業

「認知症の人にやさしいまち・うじ」の市長宣言の実現を目指し、認知症を「自分のこと」として捉え、市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、相手を思いやるやさしさをもって、自分のできるアクションを起こしていく『宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど(Lemon - Aid)”』の事務局を担う。

⑨ 認知症カフェ運営者・スタッフ研修事業

京都府内で認知症カフェを運営する団体やスタッフ向けの研修会を開催する。

⑩ 脳活性化事業

地域において認知症の正しい理解を広げ、自主的に介護予防に取り組んでいただくために、認知症についての情報提供や、体操、レクリエーション等を行う教室を包括圏域ごとに月2回実施する。

- ・おいでやす脳活道場（中宇治圏域）
- ・レッツにしようじ（西宇治圏域）

- ・あつまれ元気の森（東宇治南圏域）

⑪ 地域福祉センター管理運営事業

指定管理者として、西小倉地域福祉センター、東宇治地域福祉センター、広野地域福祉センターにかかる管理運営を受託し、今後も公社が指定管理者としての評価を受け、継続した管理運営を受託できるよう、より地域密着型の利用し易い地域の活動・交流の拠点を目指していく。

具体的には、公社地域密着型事業推進委員会の統轄のもと、地域の各種福祉団体や地域住民と協働で取り組んできた「地域福祉のつどい」の継続開催や、情報の発信や交流を恒常的に図る「コミュニティカフェ」の定着化等、地域住民を地域福祉センターに呼び込み、繋がりをつくっていきけるような企画、事業を実施する。

⑫ 生活支援コーディネーター事業

総合事業で、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすことを役割とする「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置して事業を実施する。

⑬ 産後ケア事業（訪問型）

産後ケア事業のうち、訪問による事業の一部を受託し、介護福祉士のホームヘルパーを派遣する。

⑭ 福祉人材研修事業（未定）

宇治市内の介護保険事業者で働く職員の資質向上を目的とした研修事業を企画・実施する。